

20歳になったら国民年金！

問合せ 国民年金係 ☎ 89-2168

国民年金には みんなが加入します

20歳以上の人は国民年金に加入することになっていきます。20歳を迎える誕生日に、社会保険事務所から国民年金被保険者の資格取得に関しての調査票（はがき）が送られます。

その調査票に記入し、送付することで加入の手続きになりますので、忘れずに回答してください。

手続きが済むと、年金手帳、保険料の納付書などの関係書類が送られてきますので、保険料を忘れずに納付してください。

加入手続きをしなかったり（未回答のままだったり）、保険料を納めずにいると、将来満額の年金が受け取れなくなったり、もしもの時の障害基礎年金を受けられなくなりますのでご注意ください。

なお、経済的な理由などで保険料が納められないときは、保険料の免除制度と納付猶予制度を利用できますので、ご相談ください。



学生も必ず加入します

学生も20歳になったら必ず加入します。しかし、学生には一般的に所得がないか、あっても低額と思われるため、学生の保険料納付特例制度が設けられています。これは、学生本人の前年の所得が118万円以下の場合、保険料の納付が猶予される制度で、申請の手続きが必要となります。

この制度が適用されると、10年以内であればさかのぼって納めることができます。卒業して社会人になってから納めましょう。

小規模修繕契約希望者を随時受付しています

登録制度が拡大になりました

問合せ 契約係 ☎ 89-2222

制度拡大内容

- ① 1件の金額を30万円から50万円まで引き上げました。
- ② 業種に「土木一式」、「その他」を追加しました。

制度の概要

■対象となる小規模修繕

次の業種の修繕のうち、1件の金額が50万円以下のもの。内容が軽易で、履行の確保が容易なものです。

- ① 土木一式 ② 建築一式・大工
- ③ 屋根・板金 ④ 電気 ⑤ 塗装 ⑥ 管
- ⑦ ガラス ⑧ 建具 ⑨ 畳 ⑩ その他

■登録できる業者

○市内に主たる営業所または住所を有する人

○原則として2年以上の営業経験があること

○市税を滞納していないこと

○自ら履行すること

☆建設業の許可、経営規模、従業者数などは問いません。

■登録の有効期間

○名簿登録の日から18年3月31日まで

※詳しい内容は、契約検査課契約係へ問い合わせください。

なお、申請書などは、市のホームページからもダウンロードできます。

